第二節　荘園の発達

寄進地系荘園の増加　一つ、津隈庄について、左のような記述がある。

> 津隈庄　四至　田数七十丁　用作一丁九反
> 件の庄の子細、本田ハ京都・中津両郡に散在する御封田をもって、国田と相博す、新加入田四丁六反ハ、御封田五十四丁九反の内をもって、康平四年のころ、守業任朝臣位ニ、庄内に交じる公田をもって相博し立券す、公田八丁二段二百十六歩を籠めるべき也、
>
> （原文は漢文）

この記述の意味を探って、国府近辺に成立する荘園について考えてみたい。

宇佐宮の本御庄とは、御封田十箇郷よりのちに成立した荘園をいう。用作とは、小作に出さない手作りする田という意味で、宇佐宮か、荘官が下人・所従と言った屋敷内居住者を使って耕作した田である。この辺では、田の小字に用尺という名が見られるのはその名残で、前田・門田・佃などともいい、地味の肥えた田が手作りされた。

京都・仲津両郡に散在する御封田とは、大宰帥や国守が、祭会用とか敬神のためという理由で、宇佐宮に寄進した租税が、律令制度の緩みによって、国衙の役人による納入が滞るようになったため、祭会を行うことができないので、宇佐宮は土地を要求した。こうして、寄進された土地へ、社官を派遣するとか、現地の信用できる人に租税の徴収を請け負わせるようになった。

しかし、寄進された土地が分散しているため、不便が多く、一か所に纏めようとして、土地を交換し、津隈の地に荘園が設立されたのである。

しかし、太政官へ申請した四至のうちに、なお八町二反余の公田があったので、これと他の御封田と交換して、康平四年（一〇六一）のころ、豊前守惟宗業任の時、立券荘号の手続きをとって、不輸租の荘園（官省符荘）となったのである。

やがて庄内に住む農民から、国衙が取り立てる庸・調・雑徭といった課役をも宇佐宮が取得できる不入の特権をも獲得する荘園も出現する。この場合、不入の特権を入手できる摂関家のような中央政府の実力者を本家と仰ぐ必要があった。

十世紀以降は、成人男子から取り立てる庸・調・雑徭は、偽籍や逃亡などの恒常化で、取り立てが困難となったため、田畑に年貢・公事・夫役を課すように変化した。

津隈庄のように、国府の近くに成立した荘園は、公田と交換して立券する場合が少なくなかったようである。

本来、荘園とは建物と園、すなわち、水田化を予定する畠・

原野・沼沢と開墾に必要な食糧・農具・事務所などの建物を意味する。

国家の土地を私有地に変え、租税を国庫に納めることを免除することであるから、無制限に開墾してよいわけではない。開墾申請が出た土地内に、公田が取り込められていることが少なくないから、国の検田使が厳密に調査し、太政官や民部省が審査して、開墾が許可されるのである。

この立券荘号の手続きをとっていない墾田（治田）は、国司や大宰府から、免租や雑免の許可を得て、別符・村・浦・保・名などと称し、私領であっても、国衙領に準ずる扱いをうけて、不安定であった。

荘園の構成　九州の荘園には、次のような編成になっていることが多い。

「なりつねの田数・さいけのしるしふミ」
譲り与える　うばいろ所

豊前国上毛郡成恒名田地坪付け屋敷等の事

一　今吉名　二丁九反三丈中　一　太郎丸名　二丁五反
一　庄屋今吉名二丁三反四丈中　一　岩丸名　三丁二丈
一　井上名　三丁九反三丈　一　吉弘名　二丁七反二丈
一散在分
一所　平田一丁　一〃　ミとり山一丁　一〃　桃田一反二丈
一〃　桃田一丁　一〃　まとは四反　一〃　赤坂二反
一除田
一〃　禰宜免一丁　一〃　寺田三丁　一〃　きふね田三丈
一〃　こりやうのきふね田三反内半分屋敷　一〃　きふね田三丈
已上二十二丁九反中
一本在家
一〃　今吉園　一〃　太郎丸園　一〃　庄屋今吉園
一〃　岩丸園　一〃　井上園　一〃　吉弘園
一〃　寺園
一脇在家
一〃　弓細工大夫園　一〃　又次郎園　一〃　弥三郎園
一〃　つかハらの屋敷　一〃　佐次郎入道屋敷　一〃　馬次郎作園
一〃　こりやうのきふね園
右名田・屋敷等、譲り状の旨を守り、領知せしむべきの状、件の如し、
弘安十年丁亥五月二日　　沙弥迎蓮（花押）
（肥後、相良家文書）

この成恒名は、他の二兄弟に与えた水田四丁一反余と屋敷二所を合わせて、田二七丁余、在家一六か所を以て構成している。

この内容を検討して、荘園的な別名の特徴を見てみよう。

肥後国の南部、人吉や八代で発展を遂げる相良氏が、鎌倉中期に上毛郡成恒名の地頭職を得て、弘安十年（一二八七）、これを娘うばいろに与えた。

名田は、八つの小名に分割し、一名が水田二～三町歩となっている。これは、小家族が数人の下人・所従とともに耕作できる規模である。

この名田に年貢を割り当て、名主（みょうしゅ）とその屋敷・畠などを本在家として、公事・夫役を取り立てる。

成恒名に含まれるが、名田に括（くく）られていない散田や除田を請作（うけさく）（小作）する農民を脇在家として公事・夫役を課した。

除田とは、ここでは寺や神社へ年貢が納められる田という意味である。

年貢・公事・夫役

小名主が負担した年貢・公事・夫役について、例をあげて考えてみよう。

一、高屋牛満名の土貢・諸納所、升を以ての事、

一月分　人足十五日、振長夫壱人、米弐石四斗、弐貫四百、麦三斗五升、五斗蒔、用作畠二反作上

二月　麻七入斗、三升五合を以て、

三月廿日　葛袋一、薪廿五駄、炭八籠、高三尺三寸口一尺三寸

麦押入酒六升、

五月五日　薯預寸一、同酒一升、田面蕨袋一、酒一升、

日仕の人足は用序に任す、

正月八日　蔥薄壱駄一荷、畳裏薦七重、但し用序によるべし、雉子一番、五升取御鏡、その外節々の時の用に随い少公事は尽期無きもの也、

右件、後日のため、証文これなり

文保伍年八月十一日　　沙弥願念（花押）

（一三二一）

（長野文書、速見郡山香町小武）

これは、宇佐弥勒寺領豊後国山香庄広瀬村の高屋牛満名の負担を示したものである。同村の小重見（こしげみみょう）名も同規模の名であったのか、ほぼ同じ負担となっている。このような史料は全国的にも珍しいので、あえて引用し、内容を考えてみたい。

年貢は、米二石四斗（又は、銭二貫四〇〇文、一石は銭一〇〇〇文換算）と麦三斗五升。

公事は、名主が使用する屋敷・畠・山林・河海に掛けられる税で、雑多な産物で納める。

ここでは、麻・葛・薪・炭・蕨・薯預（やまいも）・蔥薄（けい）・薦・雉子・鏡餅・酒などで、領家が一年間に必要な品を名田に割り当てている。

夫役は、租・庸・調・雑徭のうち、庸・雑徭に当たるもので、生産力が低い土地では、夫役の比重が高くなる。牛満名では、人足一五日・振長夫・用作畠二反の耕作・日仕え人足（臨時）などが相当する。奈良時代は、成人男子に一五日の庸・六〇日の雑徭が課せられていたのが、十世紀ごろから、公田・私田に割付けるように変化したのである。

荘園・公領制

平安時代の後半に入ると、公田も荘園と似た組織となり、国衙領（こくがりょう）と呼ばれた。公田を、

表4―1　京都・仲津郡の公領と荘園

	京都郡	仲津郡
領衙国	郷　南郷・北郷・窪郷 浦　別府浦 保　屋山保・光国保 村　高久村 別名　屋山福丸名・徳善名 入学寺名・延永名 菊丸名・冨光名 徳永名・恒光名	仲北郷・仲東郷・仲西郷 城井浦・横瀬浦・高屋幡野浦 平嶋保 下長江村・大豆俵村 記多良野名・流末絹冨名 小犬丸名・仲臣今男丸名 稲岡名・弥冨名・香丸名 今男丸名・法師丸名
私領	庄　窪庄・黒田庄 吉田庄・京都庄 津隈庄・堅嶋庄 畠原庄・下崎庄 菊野庄・苅田庄 宇原庄 荒津別符・津隈弁分 別符	大野井庄・天雨田庄 伝法寺庄

在庁官人や郡司・郷司が分割して管理し、徴税を請け負ったので、あたかも、国衙役人の私領のように扱われた。

京都・仲津郡で、平安・鎌倉・室町時代の史料に見られる荘園・国衙領の名を表にすると表4―1のようである。

鎌倉幕府は、大田文とか図田帳を作成・提出させたので、九州では、日向・薩摩・大隅・豊後国の分が残存していて、当時の様子を窺い知ることができる。

しかし、豊前国は建久の図田帳のごく一部が知られるのみである。

豊前国注進す　国中の神社・仏寺・権門の荘園并びに公領等の惣田数・地頭の事、

合　本図田万三千三百町

神社領　五千百四十一町
仏寺領　三千八百九町
権門荘園領　三千六百六十四町
府領　二百八十町
公領　千四百六町
半不輸領　百六十町
没官御領　九百三十六町　立方例免・府老・拒捍使給門司関領田定を加える
残る公領　三百十町　この内、立方免は神社立用田ヨリ神事用途并びに在庁公文□□これを立用す

一、田河郡　二千八百四十一町九段　（以下略）

（原文は漢文、中津、湯屋文書）

これは、宇佐宮が、図田帳の一部を写し取っていたものである。

源頼朝のころ、豊前国は、水田一万三三〇〇町歩と報告されていた。そのうち、寺社領（宇佐宮領・弥勒寺領・大宰府安楽寺領・国分寺領など）が六三%、中央権門領が二六%、合わせると私領が八九%になり、豊前国は、他国に比べて、圧倒的に荘園が多かった。ちなみに、豊後国は私領が七七%、国衙領が二三%で、豊前と同様に宇佐宮領・弥勒寺領の比率が大であっ

た。

京都郡については、断片ではあるが、宇佐宮領・弥勒寺領の書き抜きが残っている。

□北郷　五百七十五丁五反廿内
　弥勒寺領　二百六丁
　　薊(くさ)乃庄　八十丁　宇原庄　十五丁
　　加納得善名　百十一丁
　　苅田二郎丸　六十丁　荒津四郎丸　四十町
　　貫勝円　六丁　豆勝円　五丁
□削(弓)田庄
宇佐宮領　百四十丁
　稲光五十丁　薬丸十五丁　久光七丁　香法師十丁
　得永廿二丁　秋吉十五丁　恒松五丁　武則五丁
　安弘二丁　本香法師十丁　糸永一丁
　山金丸五十丁　□永三丁
□□宇佐宮領　津隈庄四十丁　万燈会地子米十七石五斗六升内、弁分八石七斗四升、庄□□
□□□□(弥勒)寺領　百九十五丁
□□□八十丁　畠原庄十五丁　大乃井庄内十五丁
□加納得善名　八十五丁
　□勝円　廿五丁　得万　三丁　金丸　三丁
　五郎丸　三丁　大乃井例名　廿五丁　（尾闕）
（到津文書）

これには、田川郡の弓削田庄が見え、理解しがたいところがあるが、書写した人が意味を理解しないまま写したらしい。この史料の意味を探るため、個別に荘園の推移を追跡して、どの程度その中身が分かるのか考えてみたい。

京都庄の成立　前の史料に出ていない京都庄は、その成立の事情を「宇佐神領大鏡」（到津文書）が次のように説明している。

一、国々散在の常見名田
（中略）
仲北郷　卅七丁二反　已に国半不輸の時、宮に召す　加地子は定□
弥富　田数　国半不輸の時、宮に召す加地子は卅二丁
久永　田数　国半不輸の時、宮に召す加地子は定三丁九反廿
秋吉　田数　同じ時、　召す加地子は定一丁二反卅
（中略）
京都(郡脱カ)　田数　国半不輸の時、宮に召す加地子の起請田は八十六丁五反四十
南郷　田数　加地子は定の時十一丁三反十
北郷　田数　同じ時、七十五丁二反廿
（中略）
件の常見名田と称するは、多分は治開田なり、または、甲乙の領主が寄せ奉るものも少々これ有り、
半不輸の地においては、毎年、国の検田使を入れ堪(かんが)える。

起請田と号す六百五十丁は、官の物丁別に准絹二疋ずつ、全田の官物は准絹八疋ずつ国庫に弁じ済ます外は一切の他役を停止し、偏に神役を勤仕す。かの時、宮に召す物加地子は丁別に雑米□

ここに、当宮御炊殿の一院は、往古において、破壊に臨む毎に、国役を以て、勤造せしめ来たるの処、国衙は、事を左右に寄せ、四十余ケ年の間、かの営造を致さずの間、破壊に及ぶ日、当国の常見名田等を、永く不輸の神領と為し、件の一院を勤造すべきの由、奏聞を経るの日、安元元年閏九月廿八日を以て、請に依り、院庁の御下文を下され畢ぬ。則、仮殿を造営し、遷宮を申し行わんとはかるに及ぶの期、国司藤原朝臣成光は、院宣を申し成すと称し、停廃せしめんとはかるの時、重ねて奏聞を経るの日、国司の妨を停止し、不輸の神領と為すべき由、治承二年閏六月日、重ねて院庁の御下文并びに大府宣を成し下し畢ぬ。

治承四年十一月日を以て、宰府の覆勘を請い、同五年二月の比、還御を申し行い畢ぬ。

ここに文治の比、国衙より、停止すべきの由、奏聞を経るの日、社家より子細を言上するの処、永く不輸の神領となすべきの由、権中納言藤原朝臣宗家の宣する奉勅の官宣旨を成し下され畢ぬ。よって、不輸の神領と為す所なり。

長い引用となったが、これは、荘園の不安定な例として、掲げてみた。

この常見名田は、開墾した水田を中心としていて、租の半分を宇佐宮に納入する土地で、各郡に散在していた。

この土地を不輸の宇佐宮領に変えさせた事情を説明している。

すなわち、宇佐下宮（御炊殿）の造替は、平安時代末期まで、国家が行っていたが、四十数年間、これを行わなかったため、宇佐宮の訴えによって、安元元年（一一七五）、後白河上皇が、豊前国の常見名田の租の残り半分を、永く下宮造替費に当てることを許可した。

その後、二度も国司がこの荘園の廃止を企んだので、そのつど、上皇に訴えて、ついに不輸の郡名荘園が成立したという。

図田帳に見える稲光・薬丸・久光・徳永・秋吉・恒松・福永名などの別名は、以後は、京都庄に繰り入れたと思われる。

また、「加納得善名」が各郡に見られるが、同じような事情で、弥勒寺に寄せられた別名（別保）だろうと思われる。

それから一〇〇年後、本家である関白家から、次のような御教書が発せられた。

当宮炊殿造営の間の事、限り有るの料所を知行しながら、自由の対捍、はなはだ然るべからず、本所進止の輩に於いては、法に任せ譴責せしむべく候、新儀有るべからず歟、武家被管の輩の事は、急ぎ六波羅に於いて申し沙汰すべきの状、□□□□□

「弘安□」十一月□□日　　左衛門尉□□　在御判

宇佐大宮司殿

（原文は漢字、到津文書）

すなわち、鎌倉時代後半になると、庄内の名主らが催促に従わないので、非御家人の場合は、律令によって咎め、御家人の場合は、急ぎ六波羅探題に処置させよと、宇佐大宮司に命じた。これを受けて、宇佐大宮司から造御炊殿行事所へ次のような下文を出した。

□　造御炊殿行事所

早く先例に依り本家の御下知の旨に任せ、料庄等をして平均に催促し、造り畢らしむべき事、

上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄

田河庄・規矩庄

副え下す　本家の御下知

右件の庄は、限り有るの御炊殿の料庄として勤造せしめんがために、去る安元年中を以て、一円庄号の神領と成さしめて以降、破壊の期に臨むごとに勤造せしむるは例也、しかるに近曽、かの社朽ち破れしむといえども、料庄の名主ら事を左右に寄せ、難渋せしむるの条、神慮測り難きの間、子細を本家に申さしむるの刻、御下知かくの如し、てへれば、早く先例に依り、御下知に任せ、不輸・別納を嫌わず、定田・免田を論せず、平均に催促せしめ、且つは済否を糾明し、且つは造り畢らしむべきの状、仰す所、件の如し、

弘安元年十二月四日

大宮司宇佐宿禰（花押）（公有）

（到津文書）

すなわち、この料庄の名主らが、この名田は不輸であるとか、別納であるとか、理由を付けて造営料を出し渋るので、いっさい考慮せず、平均に催促すると宣言しているのである。

この郡名を冠する荘園に、仲津庄が見えないのはなぜであろうか。「宇佐大鏡」には、仲西郷・仲東郷・仲北郷の常見名田は八三丁余になる。これらが京都庄に含められたか、宇都宮氏が支配する伝法寺庄に混じられたのであろうか。

いずれにせよ、蒙古襲来のころには、鎌倉幕府の力を借りないことには宇佐宮造替は不可能となっており、十四世紀には、郡名荘園は雲散霧消する。

窪　庄

本町の荘園については、断片的に名が見えるのみで、具体像を描くことができないのが残念である。

窪庄の初見は南北時代である。その関連部分を抜き出すと、

「むかしノ宰府の□□□帳共也」

一、豊前国一円

副田庄　同新庄　□瀬村　半不輸

窪郷内　野田光行名　当宮の根本御領たりと雖も、地頭御家人・甲乙の輩が押領せしむ

城井・横溝等四箇所　将軍家これを寄進す

堅嶋庄　遍智院真言堂長日護摩供料所、当御代これを御寄進す、

夏焼庄内友清・次郎丸両名　御霊社これを御寄進す、不知行也
窪庄地頭職　本主余類これを押領す、
副田庄地頭職　嶋津上総入道跡、凶徒が押領す、
山田庄地頭職内弐拾余丁　岩松左近将監義継これを寄進す、
（中略）
右、大略注進件の如し、
観応三年二月日　都維那大法師実会　（以下略）
（一三五二）
（太宰府天満宮文書）

これは、太宰府安楽寺（天満宮）が、寺領の回復と安堵を、鎮西管領足利直冬に請願するために、状況を書き上げたものである。

ここで、窪郷があったことがはじめて知られる。平安時代からその呼称があったのか、鎌倉時代以降に呼称がはじまったのか、不明である。

野田光行名については、戦国時代に「久保庄内、野田兵部丞跡三十六町」と見える。戦国時代には、郷名が消滅し、久保庄に含まれてしまったらしい。

野田光行名は、太宰府天満宮の根本御領であったが、窪郷の本家・領家・地頭などについては不明である。ただ、地頭職のみが安楽寺へ寄進されたのである。

おそらく、「窪郷の地頭御家人」も、「窪庄の本主」も、大蔵一族久保氏で、鎮西探題の滅亡・糸田貞義の乱・南北朝の争乱といった時代の激動に巻き込まれて、地頭職を没収されたらしい。しかし、「本主」の余類が、年貢や地頭得分を安楽寺へ送らないようになっている。

次に、明徳元年（一三九〇）、豊前の守護大内義弘が周防の氷上山興隆寺へ寄進した史料が見られる。

興隆寺へ寄進す
豊前国久保庄内舞童田と号す事
右、毎年二月会の舞童料所として寄附せしむる所也、先例を守り所務を致さるべきの状、件の如し、
明徳元年五月十日　左京権大夫（花押）
（南北朝遺文）

同寺の史料によると、大内義弘の乱（応永の乱）によって、この料所を失ったらしく、応永九年（一四〇二）周防国小鯖庄内に土貢五〇石の地を寄進されている。久保庄内でも同額の料所であったと思われる。

このころ、次の史料がある。

豊前国稗田・伊方両庄并びに元永村の事、領掌相違有るべからざるの状、件の如し、
応永七年九月十日　右兵衛佐（花押）
宇都宮佐田掃部助殿
（佐田文書）

これは、応永七年（一四〇〇）、九州探題渋川満頼が稗田庄

などを、佐田親景へ安堵したもので、豊前守護と思われる少弐満貞が遵行している。

この「京都郡稗田庄」は、永享七年（一四三五）、嫡子盛景へ伝領されている。

しかし、十六世紀後半には久保庄に含まれるらしい。

また、佐田親景は、大友親著から久保庄政所職の安堵状を得ている。

久保庄政所職の事、承りの旨に任せ、子細有るべからず候、御沙汰有るべく候、恐々謹言

応永九年十二月十八日　　親著在御判

佐田薩摩守殿

（杵築市、宇都宮文書）

佐田親景は大友親世の被官となっているから、応永九年（一四〇二）ころ、久保庄は大友氏が所持していたらしい。大友氏は、その所領の代官を政所と称しているからである。なお、大友親世の永徳三年（一三八三）の所領注文では、豊前分は山鹿西郷と光成名のみ記されているから、応永の乱の恩賞と考えるべきか。それが事実ならば、舞童田設定などから、久保庄は大内氏守護領であったと考えられる。

ついで、宗像一族小野氏が、久保庄内に二〇石の地を預け置かれている。

豊前国京都郡久保庄内弐拾石の下地坪付は別にこれ有り事、預け置く所也、先例を守り、その沙汰有るべきの状、件の如し、

応永十三年五月三日　　判

小野式部丞殿

（萩藩閥閲録、巻七一）

ここで、「預け置く」という表現があるところから、大内氏ではなく、九州探題渋川満頼か、大友氏かであろうと思われるが、写しであるため判断できない。

また、久保庄の内五〇石足を毛利治部丞元秀が大内持世から宛行われているから、永享年間には、大内氏の所領となっていることが知られる（萩藩閥閲録、巻一一四）。

それから約一〇〇年後の天文十二年（一五四三）、宇佐郡の恵良盛綱が「くほの庄内ひえ田八丁七反余」を子息へ譲っている。稗田が久保庄内となっている。

（恵良文書）

大内氏を滅ぼした陶晴賢時代、長門の守護代内藤興盛が「京都郡神代給一、久保二塚五十石足」を支配した。二塚も久保庄に含まれ

写真４―３　恵良盛綱譲状京都郡久保庄関係

ていたのであろうか。なお、神代給とは、馬ヶ岳城督であった神代弘綱の知行地という意味である（萩藩閥閲録、巻九九）。

大友宗麟が入国すると、国東の田原本家の親宏の給地となり、家臣の荒木出羽守が、吉国村鍛冶屋名四町二反余は久保庄内であると訴えて、認められている（片山文書）。

また、次の史料を検討してみよう。

連々易らざる心底、忠儀一篇の覚悟、案中ながら感心せしめ候、仍って京都郡久保庄の内、野田兵部丞跡三十六町、同庄の内、氷上山領参十町七反正税これ有り同庄の内、岡部弥右衛門跡中川跡五町、仲津郡の内寺畔八町分の事、預け置き候、知行あるべく候、恐々謹言、

（永禄四）二月廿九日　　義鎮（花押）

安東肥後守殿

（本間文書）

これは、門司城合戦の年、京都・仲津郡では、西郷隆頼に続いて、杉因幡守隆哉（たかとし）が毛利方へ寝返るという情勢の中で、安東興俊を大友方に繋ぎ留めようとして、八〇町歩もの知行を久保庄内外に与えている。

安東氏は、鎌倉時代、北条得宗領天雨田庄八〇町の地頭代官として入国し、大野井庄など、周辺の荘園の代官を次々と請け負って、郡内きっての富裕者として、勢力を増大させ、天文十年（一五四一）には、広津氏とともに、宇佐宮放生会の神事奉行を大内氏から命じられている。

また、野田兵部丞とは、『大内氏実録』に野田興方・隆徳の名が見え、野田光行名の名主（みょうしゅ）の子孫であろう。彼は大内義長に従っていたため、所領を没収されたのであろう。

また、久保庄内の氷上山興隆寺領が、大内氏の守護職復帰によって、復活し、大内氏滅亡まで存続したことが分かる。

この史料と関係があると思われるのが、次の田原親宏の安堵状である。

野田先給并びに藤五名の事、押領の方これ有るの由、先日注進し候、この所に限らず、箕田・上野両名、同じく八幡免の事、何方よりも兎角申す仁候共、承引の儀有るべからず、猶、竹田津忠左衛門尉より申すべく候、恐々謹言、

八月廿四日　　親宏（花押）

古東隠岐入道殿

（国東、後藤文書）

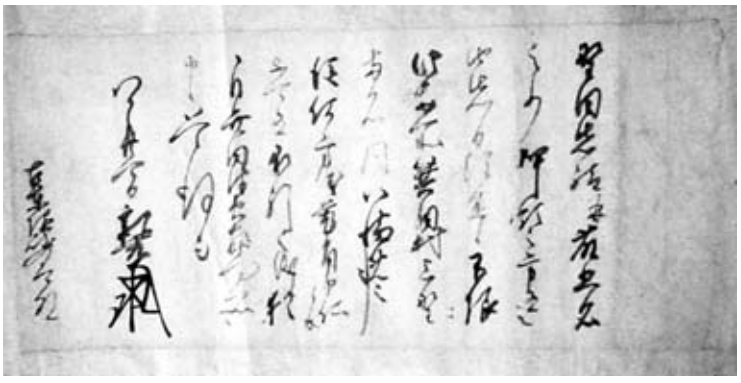

写真4―4　田原親宏書状

これは、田原親宏の花押の推移から、永禄六年（一五六三）ごろの史料と推定される。野田先給とは安東興俊に与えた野田兵部丞跡のことであろう。「押領の方」とは、敬意を込めていることから、親宏より上位にある人、すなわち、当時黒田庄を知行していた大友家四加判衆の一人吉弘鑑理（あきただ）あたりらしい。永禄六年は、苅田松山城・香春岳城を大友方が包囲攻撃したが、膠着状態となり、和議が整いつつあった時期である。

永禄四年十一月の門司城撤退後は、京都・仲津郡まで、一年近く、毛利方に占領されていたから、安東興俊も毛利方に屈服したらしい。松山城を攻撃した田原親宏が久保庄を奪回し、家来の古東（ことう）氏に野田先給・藤五名・箕田名・上野名を安堵したのである。なお、吉弘氏は田原氏の分家筋であり、田原親宏は、「たとえ加判衆でも自分の所領への侵害は許さない」という意気を感じ取ることができる史料である。なお、八幡免とは、当町の大原八幡宮の社領のことであろう。

以上の経過から、久保郷・久保庄は、在庁官人大蔵氏らが、徴税を請負い、公民を雑徭などで使役して、未開地を開墾し、水田化した土地を、権門に寄進して荘園としたが、源平の争乱や建武の内乱に巻き込まれ、本主（開発領主）は没落し、有力武将の所領となって、その家臣に分け与えられる一方で、所領が、稗田・吉国・二塚辺まで拡大すると、これをも、久保庄と呼ぶようになったらしい。

黒田庄　この庄も、成立事情を知る手掛かりがない。初見は久保庄と同時期である。

（足利尊氏袖判）（花押）

下す　大友式部丞氏泰

早く筑前国遠賀庄頼尚跡・同国宗像西郷同人跡并びに豊前国黒田庄同人跡等を領知せしむべき事、

右、勲功の賞として充て行う所也、てへれば、早く先例を守り沙汰を致すべきの状、件の如し、

観応二年十一月二日

（大友文書）

これより一年前、少弐頼尚は足利直義方へ味方して、その養子足利直冬を婿に迎え、足利尊氏に敵対した。そのため、足利尊氏は頼尚の筑前・豊前・肥後の守護職と、頼尚の所領を奪い、大友氏ら味方の武将に与えた。黒田庄は豊前守護領として、数少ない重要荘園であった。大友氏泰はまもなく尊氏の不興を買い、家督を弟氏時に譲り、豊前の守護職やこれらの所領をも去り渡している。

しかし、当時は直冬方が優勢であったから、豊前守護の実権も、黒田庄なども、少弐頼尚が握り続けたと考えられる。

それでも、頼尚は六年後、豊前守護を辞めさせられるから、黒田庄も南朝方の守護少弐頼澄に伝領され、以後も守護領荘園となったことを推測させる。

それから一五〇年も後に、次のような史料を見出す。

豊前国京都郡の内、下崎拾伍町・荒津の内弐拾町・稲光伍拾町・入学の内弐拾町・黒田の内弐拾町・津野隈庄の内参拾町の事、預け置き候、知行有るべく候、恐々謹言、

五月廿八日　　親治（花押）

田原千代若丸殿

（大田村、田原文書）

これは、馬ヶ岳の合戦があった文亀元年（一五〇一）、大友親治が将軍義澄の要請に応えて、豊前に侵入し、守護職にも補任された時期のもので、京都郡内に一五〇町歩もの知行地を与えられた田原千代若丸は、馬ヶ岳城督であったのであろうか。この年、田原本家の親述（ちかのぶ）が反逆して山口に亡命しているから、分家の武蔵田原家を重用しようとする意図を感じる。

ここでは、黒田庄という呼称が消滅し、細分されて、家臣の知行地となっていることが分かる。この時期、大友氏の豊前占領は二～三年間のことで、防長へ退去していた豊前の武士は、まもなく、自分の知行地を回復したはずである。

更に六〇年後、「京都郡の内、鑑理（あきただ）知行の黒田村に至り、向より杉因幡守の手の者共、取り渡り、妻子以下を引き取る」という事件があったことを大友宗麟が側近に伝えている（大友文書録）。

永禄六年（一五六三）ころ、苅田松山城に籠城していた杉隆栽の手に属していた黒田村の人たちが、和議が整いつつある時期に、ひそかに村に帰り、妻子を松山城に引き取ったのは、毛利側の和議に対する姿勢を疑わせる行為だと慨嘆しているのである。

このころには、黒田庄は黒田村と呼ばれ、大友家四加判衆の一人吉弘鑑理の知行所となっていたことが知られる。

吉弘鑑理は五年後、筑前立花城督となり、そこで病死する。その長男鎮信（宗伃）は日向高城の合戦で戦死し、次男が高橋鎮種（紹運）で、太宰府岩屋城で島津軍と戦い討ち死にした。

吉田庄

定村直孝は、吉田連（むらじ）古麻呂が豊前介の時、すなわち、宝亀九年（七七八）ごろ、開発・水田化して、その名を付けたのであろうという（太宰管内志）。

「大分社略伝記」には、津積・西谷・大谷・下久保・上田・上稗田・下稗田・平尾・前田あたりを吉田庄といったとある。

記録に表れるのは、かつて鳥羽上皇の娘高陽院（かやのいん）（母美福門院）を本所としていたが、建長五年（一二五三）ころ、近衛家の本所進退の所領であった（近衛文書）。

それから一〇〇年後、南北朝期に次の史料が見られる。

豊前国吉田庄大夫家時跡　地頭職の事、

勲功の賞として宛行う所也、早く先例を守り沙汰を致さるべし、仍って執達件の如し、

観応二年正月三十日　　（一色道猷）沙弥（花押）

宇都宮因幡権守（公景）殿

（佐田文書）

この史料によって、吉田庄の地頭が北条一族大佛（おさらぎ）家時であったことが判明する。大佛家時は、鎌倉幕府評定衆で、赤坂城の楠木正成攻撃軍の大将であった。

鎌倉幕府滅亡後は、足利尊氏が鎮西管領か、少弐頼尚に与えていたのであろう。

このころは、黒田庄の項でも述べているように、観応の擾乱の最中で、足利直義の要請に応じた少弐頼尚が足利直冬と手を組んで、優勢にあったから、一貫して一色道猷と行動を共にする宇都宮公景（守綱の弟）に与えたのである。

しかし、これは空手形に等しいものであったので、代わりの地を要求したのではあるまいか。

佐田公景らは三年後戦死し、兄守綱がその勲功の賞として、豊前守護職に補任されることになる。

それより一二〇年後、文明二年（一四七〇）、「豊前国吉田庄領家の内十四町壱段四拾五代」が仁保弘有（ひろみち）より嫡子護郷（もりさと）へ譲られている。

「領家の内」とは、守護大内氏が半済（はんぜい）と称して、分国内の荘園の半分を兵粮料所とし、これを家臣に与え、残る半分を領家分とした。やがて年貢の京上を守護が請け負う。これを守護請という。この領家分の代官職を家臣に与えて、更に知行地を産み出し、荘園を侵略して、守護領国を形成した。すなわち、仁保氏は吉田庄領家分代官職を伝領していたと考えられる（萩藩閥閲録巻四五）。

ところが、次の史料のような事態が発生する。

豊前国京都郡吉田庄の内、七拾町の事、御本給として、御奉書の旨に任せ、打ち渡し申す所、件の如し、

文明六年甲午十一月廿日　　能成（花押）

佐田河内守殿　　直広（花押）

（佐田秀穂文書）

これは、吉田庄内七〇町を、本給として、佐田河内守へ、大友家京都郡両奉行能成・直広が打ち渡したものである。

すなわち、応仁・文明の乱の勃発で、大内政弘が上洛して、西軍の中心となって活躍していたとき、対立する将軍義政は、大内政弘の守護職を奪って、筑前を少弐教頼（のりより）に、豊前を大友親繁（ちかしげ）に与えて占領させ、足元を脅

写真４―５　大内義隆袖判下文
京都郡吉田庄野原分（実は久保庄内）史料

かした。

佐田河内守は惣領因幡守忠景が大内政弘に従って上洛した留守中、大友親繁の豊前進駐に従い、佐田公景の宛行状を提出して、本給の打ち渡しを達成したのである。

しかし、文明十年（一四七八）、帰国した大内政弘が九州の分国を奪回したので、この地は佐田氏の手から離れたと考えられる。

それから約六〇年後、宇佐郡の恵良氏がこの庄内に知行地を得た。二通の文書を掲げ、その書式に注目してみよう。

①　（大内義隆）（花押）

下す　恵良隠岐守

早く豊前国京都郡吉田庄の内、野原分八町七段四十五代の地梅月弥五郎先知行・同国築城郡徳市名弐町の地等を領知せしむべき事、

右、件の人を以て宛行う所也、てへれば、早く先例を守り領知を全うすべきの状、件の如し、

天文六年九月十一日

②大府宣す　大宰府庁官人等

早く庁宣に任せ豊前国京都郡吉田庄の内、五町六段三拾五代の地を管（つかさど）るべき事、

右、大神秀盛を以て宛行う所也、てへれば、在庁官人ら宜しく承知し、宣に依ってこれを行え、もって宣す

天文十七年六月四日

大弐多々良朝臣（花押）（大内義隆）

（恵良文書）

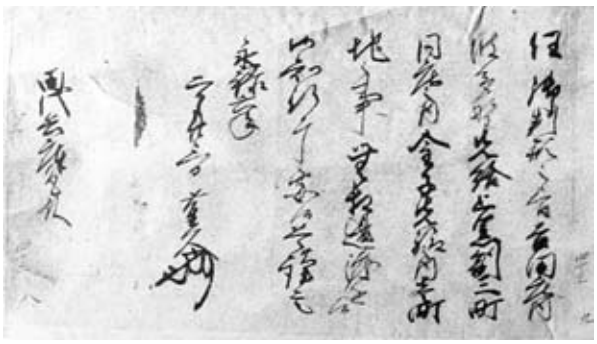

写真4―6　田原親宏家知行打渡状

大内氏は、筑前・豊前をめぐって、少弐氏と多年争ってきたから、大内義隆は、大宰大弐の官職を希望して、少弐氏に優位に立とうとした。

大府宣は、十三世紀まで発せられた文書である。

大内義隆は天文六年（一五三七）からこれを復活させ、豊前・筑前のみで使用した。

恵良秀盛は、親父戦死の勲功で、吉田庄内に五町余を追加された。その中に、大分宮領内保恩寺領五反と供僧免田二反半（松本志摩守給）に住僧の任免権を含めていた（萩藩閥閲録、巻八二）。

大内義長滅亡後、右田隆俊は久保・吉田庄七〇石足分などが内藤隆春（長門守護代役）に押領されたと、弘治四年（一五五八）毛利元就に訴えて、旧領の回復をはかっている。

大友宗麟が豊前に進出すると、田原親宏が、永禄八年（一五六五）七月「京都郡吉田庄の内、隠岐入道当知行分」を家臣厚東神五郎へ安堵している。田原本家の所領となったことが分か

る。

この年六月、長野筑後守の長野里城を後略した時の激戦で、厚東隠岐入道も戦死したらしい（国東、後藤文書）。

このころ、田原親宏が家臣に吉田庄内の地を知行地として与えている。

京都郡吉田庄の内、来田先給三町五反并びに中間跡弐反、右の地の事、御判遵行の旨に任せ、恙なく打ち渡し申し候、知行相違有るべからず候、恐々謹言、

二月卅日　　（利行）諸簀（花押）

鶴田雅楽允殿

（後藤文書）

来田とは、田原親宏の家老の一人木田長門守宏籌のことらしい。この地は、稗田か前田の柿ケ坪の地ではないかと推定される次の史料がある。

①　はた又、さ少の至りに候へ共、弐十疋進じ入れしめ候、誠に御祝儀ばかりに候、猶、面上を以て御礼申し述ぶべく候、

態啓せしめ候、仍って、この間、元永右京進方を以て申さしめ候御給地の内、かきか坪の事、御百姓召し置かれるべきの由申し入れ候処、御分別候て目出存じ候、然らば、諸済物・御陣夫の事、これ又何れも吉田庄並たるに於いては、いささかも別儀有る間敷候、香　八・元　右仰せらるべくの間、省略せしめ候、恐々謹言、

十月八日　　惟次（花押）

鶴田雅楽允殿
御陣所

②　御給地の内、かきか坪五反の地の事、御百姓を召されるべきの由申し入れ候処ニ、御分別目出候、然らば、御土貢□の事、壱段別、参斗の米、同じく夫料三十文宛、一年中ニ帰夫二口、自然御陣の折節ハ参町七反にて地走すべきの由、これ又、いささかも別儀有る間敷候、後日のため、かくの如く申し定め候、この外、他無く候、恐々謹言、

十月廿一日　　惟次（花押）

鶴田雅楽允殿
御報

（後藤文書）

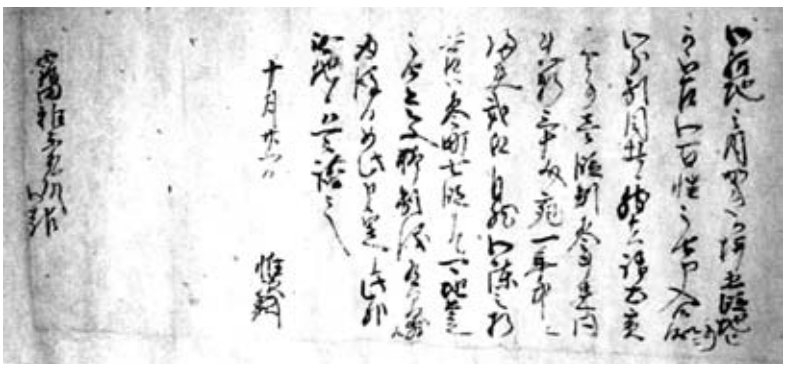

写真４―７　惟次下作契約状

これは、鶴田雅楽允が給地の一部を某惟次へ耕作させる契約をしたものである。惟次は、自身耕作したわけではなく、鶴田氏へ年貢等の納入を請け負ったのである。成恒文書（下毛郡）・緒方文書（上毛郡）には、このような当時の史料が多く見られる。

なお、鶴田雅楽允直清は、永禄十二年（一五六九）五月、筑前立花合戦で戦死したので、これは永禄七年（一五六四）ころのものと思われる。

当時、吉田庄並みとは、一反につき米三斗、夫役は銭三〇文と陣夫の反別割り当てなどであったことが分かる。この庄を田原親宏は天正六年（一五七八）の日向高城敗戦まで支配した。

図師名　渡辺重春の『豊前志』には、景行天皇が熊襲征伐の時、この地に行宮を設け、御厨子を安置したことからこの地名が起こり、のちに訛って図師と書くようになったという。

定村直孝は、以前に民図司が居住した故とし、「京都郡誌」は、香春社記に「造宮二殿　所司坊・仲北郷図師役」という史料を紹介している。

この図師について、関連する史料を掲げて、この地名の由来を考えてみたい。

謹んで辞す

所領の田伍坪を沽り渡す事、

在　怡土郡大野郷参図拾玖里拾陸坪　壱町

（中略）

康和五年三月十日　　藤井今武

（一一〇三）　　府老藤原（花押）

（中略）

（異筆）「判　　郡司高橋　　（花押）

図師権大掾早部（花押）

件の田の坪々は、本領主延末の沽券并びに随近の署判并びに郡司・図師の證判有るに依り、判を与える、

新図師判官代早部（花押）

郡司兼府老藤原　　」

（紙面本文上に筑前国印七個の捺印あり）

（日田中村文書）

これは、白河法王の院政期、現前原市の条里地帯の水田二町八反余を売却した証文である。この売却に立ち会った図師の権大掾早部とは、筑前国の図師で国司の三等官である長谷部氏という意味である。また、新図師判官代早部の判官代とは、国衙の徴税を請け負う五、六位の役人や、院庁の役人の呼称である。

本町の図師も、豊前国の図師で、下級の国司であった人が、徴税を請け負った土地で、図師名という別名（郡司・郷司クラスの豪族が徴税を請け負った大規模名田）であったと考える。

ちなみに、この史料に見える図師長谷部氏の一族と考えられるのが、仲東郷城井浦の領主早部安恒である。彼は豊前国の追捕使であった。すなわち、豊前きっての武力の所有者であったと考えられる。

彼の弟貞恒も豊前権掾であり、大宰府の検仗（侍）を称し、

府領田川郡虫生稲光別符の領主道信（府貫首）の婿であった。

また、日田盆地の湿地帯を開発した早部為行は、府の権検非違使（大宰府検察官）であった。

のちに、日田郡司大蔵氏がこの地を領有する（宇佐神領大鏡）。

大蔵一族板井種人・種遠父子が、城井浦の地頭を称するのは、この長谷部氏が没落した跡に入部してからである。

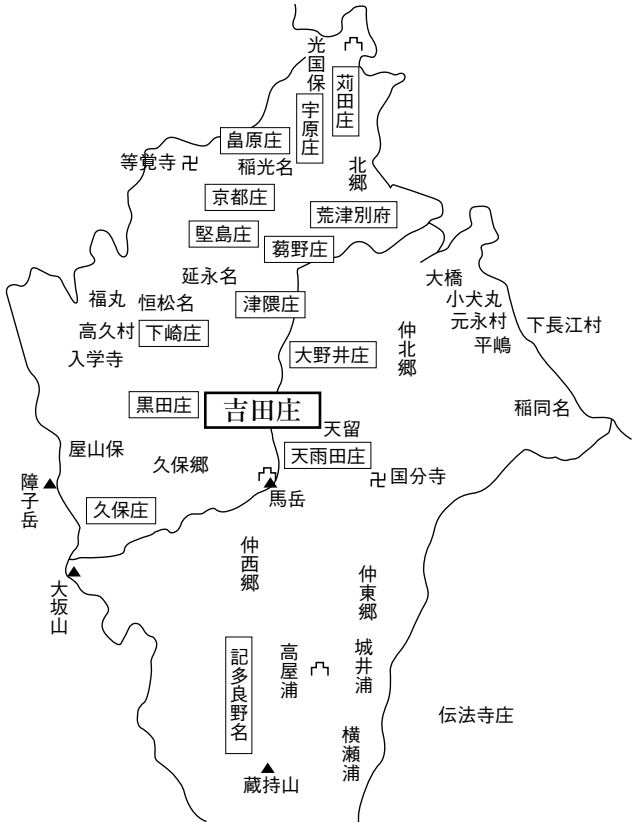

図４―１　中世の荘園と公領

日田郡の場合のように、長谷部氏没落の跡に、大蔵一族久保氏がこの地に進出したと考えることはできないであろうか。

先述した「窪郷内野田光行名」が太宰府安楽寺の根本御領と呼ばれたのも、窪郷が府領であったから、郷内の一部が天満宮へ寄進されたと考えることができる。すなわち、府官大蔵氏が府領窪郷管理の役人として入部したと考えると疑問が解けてくる。